

様式2

第 号

県の回答（対応状況等）

令和6年10月28日

（ご意見標題） 教員不足に係る現状等について

（担当課） 学校人事課

（ご意見要約）

教員不足の状況が報道されるが、教員の産休・育休あるいはメンタル等による療養者に対する補充は足りているのか？足りていないとすれば、その様な状況下で、少人数学級制度？による教員の加配を継続する必要があるのか？どちらが優先なのか？補充の教員が不足して、担任を配置出来なく、他の教員の負担が増し、メンタル不調や結果として、児童生徒の不安感も増すなど負の影響の連鎖が起きている現状をどう考えているのか見解を教えてください。

（回 答）

県教育委員会としましては、教員不足の状況は、児童生徒の学校生活及び、他の教職員への負担など影響が生じることから、早急に解消する必要があると認識しております。

少人数学級の実施は、学習規律の定着や児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導の充実を図るためにも効果的であると認識しており、県教育委員会としては、少人数学級を実施するためにも、教員不足の解消を図ることが重要であると考えております。

県教育委員会としましては、教員選考試験の制度改革や県内外における募集に関する各種セミナー等の拡充、定年退職者等への呼びかけ等を行い、引き続き、教員確保に向けて、全庁体制で取り組んでまいります。